

2026年 道路交通法改正のPoint

Point 1 自転車の交通違反に対する青切符の導入

Point 2 自動車などが自転車の右側を通過する際の新ルール

Point 3 生活道路における自動車法定速度の引き下げ
60km/h → 30km/h

Point 1 青切符制度とは?

青切符制度(交通反則通告制度)は、軽微な交通違反をした際に一定期間内に反則金を納付することで、刑事罰を免れる手続きです。これまで、自転車の交通違反は軽微な違反への「口頭注意(警告票)」と事故につながる悪質な違反への「赤切符(刑事罰)」で取り締まられてきました。4月からは16歳以上の自転車運転者による交通違反にもこの制度が適用されます。

青切符

悪質・危険な反則行為や交通への危険を生じさせた時
(例)ながらスマホ、一時不停止

赤切符

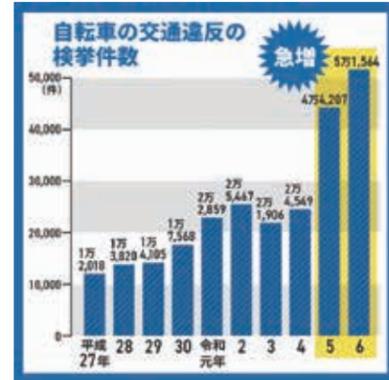
悪質・危険でかつ重大な違反や事故を起こした時
(例)酒酔い運転、あおり運転

なぜ?自転車の交通違反にも青切符が導入されるのか

主な要因は**悪質、危険な交通違反**の増加

👉 自転車の交通違反の検挙件数は令和6年時点で年間5万件超え

👉 自転車乗車中の死亡・重症事故の4分の3は自転車側の法令違反



出典：政府広報オンライン
「2026年4月から自転車の交通違反に「青切符」を導入!何が変わる?」

Point 2 4月1日から自転車の追い越しは丁寧に



バイクや車が自転車を追い抜く際には十分な間隔を確保しなければなりません。確保できない場合は安全な速度まで減速しましょう。自転車はできる限り道路の左側を通行しましょう。

※速度は「自転車の速度の5km~10km上回る速度」で、間隔は「1.5m以上の側方間隔を空ける」ことが推奨されています。

Point 3 9月1日から生活道路の法定速度30km/h



速度規制がない生活道路の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。

※生活道路とは主に地域住民の日常生活に利用される中央線(センターライン)や中央分離帯のない道路のこと



令和8年4月から自転車の青切符制度(交通反則通告制度)が導入など道路交通法が改正されます。新たに導入される交通ルールを理解しましょう。

2026年4月 道路交通法が改正されます

近年の道路交通法改正の動向

- 令和元年(2019) 運転中の携帯電話等の使用(「ながら運転」)の罰則強化
- 令和2年(2020) 妨害運転罪(あおり運転)の創設・厳罰化
- 令和4年(2022) 第二種免許等の受験資格緩和(年齢要件の引き下げ、経験要件の短縮など)
- 令和5年(2023) 自転車のヘルメット着用努力義務化(これまでは13歳未満の子どもが対象)
- 令和6年(2024) 自転車の「ながらスマホ」厳罰化
自転車の「酒気帯び運転」罰則の新設(これまでは「酒酔い」のみが対象)
- 令和7年(2025) 運転免許証とマイナンバーカードの一体化対応

行田警察署交通課長からメッセージ

近年、交通事故の増加に加え、悪質なあおり運転やスマートフォンなどを使用しながら運転する「ながら運転」、新たな移動手段として登場した電動キックボードなどの普及に伴い、道路交通法が頻りに改正されています。

令和6年11月には、自転車のながらスマホ、酒気帯び運転が新たに罰則の対象となり、4月からは自転車の交通違反に対しても交通反則通告制度(青切符)が適用されます。

自転車も車両のひとつです。市民の皆さん一人一人が加害者や被害者にならないよう、交通ルールを守り、事故防止に向けたマナーアップを心掛けてください。

行田警察署交通課長
古田雄二さん



令和8(2026)年4月 自転車の交通違反に反則金制度導入